

議会改革特別委員会

令和 8 年 3 月 2 4 日

葛 城 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和8年3月24日（火） 午前9時30分 開会
午後0時20分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 西川善浩 |
| | 副委員長 | 速水一生 |
| | 委員 | 福本善之 |
| | 〃 | 木村公 |
| | 〃 | 鶴本義明 |
| | 〃 | 杉本訓規 |
| | 〃 | 梨本洪珪 |
| | 〃 | 吉村始 |
| | 〃 | 奥本佳史 |
| | 〃 | 谷原一安 |
| | 〃 | 川村優子 |
| | 〃 | 藤井本浩 |

- 欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 増 田 順 弘

5. 職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 米 田 匡 勝
書 記 神 橋 秀 幸
〃 岩 永 睦 治

- ## 6. 調査案件

- (1) 葛城市議会基本条例の検証について
- (2) 議会改革に関する事項について

開 会 午前9時30分

西川委員長 ただいまの出席委員は12名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。昨日までの予算特別委員会のほう、予算委員の皆様ご苦勞さまでございました。久しぶりに私、委員外というか外から見させていただきまして、本当に葛城市議会、闊達な議論、いろんな委員会を見させてもらっていますけど、葛城市議会は本当に闊達で中身の濃い議論をされているなど改めて俯瞰したときに思いました。

これからもこの議会改革、そういう資質も含めてもっともっと高めて、この葛城市議会をもっと底上げしていかなあかんというふうに思いますので、この議会改革の特別委員会の皆さん、ご協力のほうよろしく願いをいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただきまして、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件1、葛城市議会基本条例の検証についてを議題といたします。

最初に、去る1月22日に開催されました議会全員協議会におきまして議員の皆様をお願いをいたしました、葛城市議会基本条例の評価にご協力いただき誠にありがとうございました。皆様からいただきました回答を私と事務局で前回と同様に評価集計表にまとめたものを本日の資料として配付をしております。本日はその内容を委員の皆様にご確認いただき、ご承認をいただければ、ホームページのほうに掲載をし、市民の皆様情報公開させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

ご確認いただく前に、各項目での共通する内容について先にご説明をいたします。

資料1の葛城市議会基本条例評価集計（案）の6ページ、第3章、市民と議会の関係、第4条をご覧ください。

まず、評価の欄ですけども、13人全員の評価を無記名で記載しております。評価理由については、皆様からいただきましたご意見を集約して記載をしております。

今回は、よい評価理由については○で、課題等については△を頭に表示しております。

次に、取組状況ですけども、正副委員長と事務局とで協議をしまして、今年度を実施したもののほか、以前に実施した取組で、令和7年度に影響があったと思われるものについて記載をしております。

次に、右の今後の方向性の欄は、皆様が回答していただいたものを集計し、一番多い回答を入れております。回答されました集計は右下に表示しております。

また、改正の必要性の欄については、今後の方向性の評価で、2の条文に従い取り組むが一部見直し、検討、または4の条文の改正を検討が多く入っていない限り、改正の必要性はないことから、「なし」を入れております。

次に、今後の方向性、取り組む内容、改正案などについては、皆様のご意見を集約して記載をしております。

以上が共通する内容でございます。

なお、10月の選挙で初当選されました新人議員の4名については、11月からの任期ということで回答できない箇所もあるということから、自分自身の個人的な評価をしていただいても結構でございますと説明をしていますので、その点はご了承くださいご覧いただければと思います。

それでは、配付しております葛城市議会基本条例評価集計表（案）をご覧になって、どの部分でもいいので、ご意見をお聞きたいと思います。この後の協議案件も多いことですので、最初の区切りとしては、この件につきましては10時頃をめどに検証してまいりたいと思いますので、ご協力のほうよろしく願いをいたします。

それでは、この件につきまして、ただいまご覧いただきましたこの第4条以外でも結構ですので、何かご意見や内容の修正などございましたら、皆様一度ご覧になりまして、ご意見をいただければと思います。

4条から先の部分でも全て大丈夫でございますので。これ言いましたように、ホームページにこのまま掲載をさせていただきますので、もちろん誤字脱字等もしかしたらあるかもしれないし、不適切な言葉が入っている可能性もありますので、その辺も併せてご確認いただければ幸いです。

杉本委員。

杉本委員 9ページから11というのは、ほかの部分は取りあえず一旦いいとしても、行政との関係じゃないですか。中に書いたあることは、議会軽視も甚だしいとか結構書いたあるっすやんか。それはちょっと言い過ぎな面もあるし。ただ、市長が議会をどう認識しているのか問いたいとか、確かにというところもあるんです。ちょっと振幅があるんで、その辺は調整してほしいんですけど、これをどうするんですか。僕らでは解決できひんですやんか。これを行政にどう伝えるかというのは、どうされるのかなというふうにふと思ったんです。

ほかのやつは議員、議会のことなんで、こちら側で考えたらいいいかなと思うんですけども、この9、10、11ページぐらいがこちら側だけの問題じゃないんで、内容も踏まえ、もうちょっと考えていただきたいかな。

西川委員長 今、杉本委員からありましたように、議会と行政の関係というところで、理事者側にもこういう意見があるということを理解してもらわなあかんというところでございますね。

これはホームページにも掲載はされますけども、議会として、これは議員の、言うたら基本条例にのっとって議員が評価をしたというところでございますので、これまた議長にご相談をさせていただいて、この部分について理事者にどう伝えるかというところは一回相談をさせていただきたいなとは思っております。議長、それでよろしいですかね。

増田議長。

増田議長 表現の仕方が悪い部分は、議員皆さんの意見というのは尊重するべきやと思うんやけども、表現としてまずいねという部分の削除というかな。それはみんなで意見が統一になったら、そういう修正、あまりオープンにできないような発言については、みんな見ていただいて調整する必要があるのかなと。さっき杉本委員がおっしゃった、議会軽視も甚だしいという表現

は私もちょっとぎらっと見えてるんで、特に問題的な表現については皆さんに問うていただいたらいかがですか。

西川委員長 分かりました。

増田議長 書いたある人を尊重するというのもあるんですけどね。

西川委員長 今、議長からもありましたけども、理事者側にお話しをする前に、一回ここの文言整理をしたほうがいいんじゃないかというご提案でございますけども。

例えば今の議会軽視が甚だしい、10ページの評価理由の中の△のところの議会軽視も甚だしいと、評価理由、取組状況のところです。これについてですけども、多分、言い回しだけの話なのかなというところでございますし、これを文言を今この場で議論をさせていただいて、こういうふうにしましょかというのも時間がかかることで、これについてほかに、これはとげとげしいなというところがあれば、今ここでチェックさせてもらいますので、言い回しのほうは正副で一回考えさせていただいて、それをまた議長のほうにも確認をさせていただいて、理事者にどう伝えるかということも含めて相談させていただきたいなと思います。

先ほども言いましたけどホームページに載りますので、これはいかがかなというような文言等あれば、この場で言っていただいて、内容も含めて言っていただいて。これは一旦こちらで預らせていただきますので。正副のほうで文言等をもう一回確認をさせていただいて、議長に相談するということで。

取りあえず、今の議会軽視も甚だしいというところはよろしいですか。

川村委員。

川村委員 表現の仕方がみんなばらばらな表現の仕方だということだと思うんですけども、この中で書いている、個々詳しく書かれている方は、例えば質疑に対する答弁が曖昧な場合とか、聞かれていることに的確に答えるとかいうような、答弁の仕方とかそういったことについての問題提起というものもここには書いておいても私はいいと思うんですけども、そういったことも総称して、議会に対する視点というのはどういうものかということが軽視になるということやと思うんですけども、書きたい思いというのはあると思うんですけども、実際に議会側から見て軽視という表現ですけども、理事者側から見たときに、いや軽視というか、そういうことをきちっとしないといけないのやと当然分かっていることだと思うんですけども、分かっている。分かっているから、的を射た答弁や議会に対するいろんな事務上のことがきっちりできていない。ここがだから議会と行政の関係というものの理解をもっと深めていただきたいとか、そういう軽視ということではなくて、もっと議会、二代表制についてしっかりと理事者に対して、その内容についての理解を深めていただきたいとか、そういうような表現がいいのではないのかなというふうに私自身は思います。

それが結局、そういうことが固まって軽視というふうな表現になっているんだと思うんですけどね。だからもうちょっと漠然と。漠然という部分が軽視やと思うんですけど、その漠然という表現を違う表現に換えるとすれば、もっと理解を深めていただきたいと、二代表制について理解を深めていただきたいというふうに書くのがいいのではないのかなと私個人的には思います。

西川委員長 ありがとうございます。そのほかよろしいですか。

吉村委員。

吉村委員 先ほど委員長がおっしゃったことについて、言葉を補ってやったほうがいいなと思うページが17ページなのですが、議員の政治倫理、身分及び待遇のところ、そこに書かれていることにつきまして、改選後の議員の倫理観は向上したであるとか、不適切な発言と見られたときもあったが改善されているということについて、中にいる私どもは大体、意味はずっと分かるんですが、人によっては同一議員が改善されたというふうにも取ることができるかなと、この文章を見る限りは。その辺り丁寧に補っていただくのがありがたいかなと思います。

恐らく、改選によって人が替わったというふうなことによって改善されたということであろうと思いますので、その辺り、正副委員長、お願いできたらと思います。

西川委員長 承知しました。17ページですね。

奥本委員。

奥本委員 私が気になったのは16ページ、議会及び議会事務局の体制整備のところの図書室の整備及び図書の充実に努めるものであるというところは、これはあくまでも議員の資質向上のために図書の整備と図書室が必要だという前提に立った条項なのに、個人で用意しているのであまり必要性を感じていないというのを入れると、これはあまりよろしくないかなという気がします。

西川委員長 そうですね。これについては趣旨がちょっと違うかなというところがありますので、また正副で検討させていただいて、文言を変えるか削除をさせていただくかというところになると思います。そのほか。

谷原委員。

谷原委員 微妙なところを幾つかあれですけれども、7ページのところで市民への広報とかいうところですが、最後のところの第5条第3項が未達成ということで、これは情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することによりとあるので、これについてはインターネット中継が非常に充実しているし、会議録検索とかも市民に開かれているので、未達成というのはちょっと自己評価としてもきついかないというふうに思います。

それから8ページのこれも最後のところで、この△は否定的な言葉が多いのであれなんですけど、市民懇談会に参加できていない。できていないから評価できないことやから、こんなは載せる必要もないかなと思います。

それから9ページです。9ページはここにも下から3つ目の△で、理事者側の提案において議会軽視と議員が感じざるを得ない事例が目立つということで、ここでも議会軽視ということで強い言葉になっているのと、一番下、市長が議会をどう認識しているのか話し合うべき。そのとおりなんですけども、これもそのまま出すにしてはちょっと言葉が足らなくなるかなということ。市民に発するから、市長もこういうのを見たときにいろいろ意見が行くので、どういうことかということになると思うので、これは言葉が足りないかなと思いました。

あと13ページ、これ最後ですけど、一番下の閉会中の委員会がないというのは、これも事

実と反するかなと。委員会というのは、この議会改革特別委員会とかもやっていますし、これはちょっと不正確かなと思いますので。

以上です。

西川委員長 ありがとうございます。ほか、気になったところがありますか。大丈夫でしょうか。

杉本委員。

杉本委員 20ページなんですけども、一番下の△のアンケートの意図が不明と書いてあるんです。これ書かれた方は不明かも知らんけど、不明じゃない方のほうが多いと思うので、これは別に入れる必要はないかなと思うのと、関係ない話かも知かんないですけど、先ほど行政の関係のところで反問権の話が出てと思うんですけど、これ反問権って、ちゃんとゲットしてから反問しやなあかんと思うんです。その辺のルールとかって、向こうにちゃんと説明できてるのかなというの、今回確認してほしいです。反問権をもらってから反問しやなあかんはずなのに、今それどういう意味ですのみたいな感じで普通に入っていくから、その辺の整理だけ、ついでにやっていただけたらなと思います。

西川委員長 分かりました。

反問権は何ページでしたっけ。9ページですね。

杉本委員 それ一回整理したほうがええっすよ。

西川委員長 9ページの反問権を行使しないことがしばしば見受けられると、もっと活用していただきたいという、理事者へのということですね。

杉本委員。

杉本委員 反問権がないところもあるんです。うちはちゃんと用意しているわけじゃないですか。これ僕、正確にちょっと微妙なんですけど、反問権をゲットしてから、議長、反問権とやってから初めて反問権なんですよね。でも今、それ何ですのんみたいな。そうすると、今まで反問権って使われたことは1回ぐらいしかない、正式に出ているのは。それをちゃんと理事者側に説明しとかんと、今たらたらと流れていっているような気がするから、これを出すとき、行政に伝えるときについでに反問権とはというのをちゃんと伝えたほうが。ただの言い合いになるんですよ、その場合。その辺の整理を。だから反問権、この方がどういう意図で書かれているかわかんないですけど、せっかく出てんねやったら一回整理していただきたいなと。委員会でも反問権あるわけじゃないですか。この前も、それどういう意味ですんみたい。いやいやまず反問権をゲットしてくれという。それちょっとずっともやもやしてたんで、お願いします。

西川委員長 分かりました。これについてもまた議長と、こちらから反問権を行使しなさいということでもないやろうし、これについて文言も含めて。また、反問権の在り方というところも議会運営にも関わることやと思いますし、委員長とも相談させていただいて、どう理事者側に伝えるかというのは確認をさせていただきたいと思います。

川村委員。

川村委員 反問権のところ、今までずっといろんな場面があったと思います。たびに議長が反問権という形で内容を確認する反問権を与えていますということを上から言うてると思うんです。

ただ、その現場なんで、反論したい思いが非常にテンションが高くなっているんで、なかなか反問権の意図が伝わっていないのかという感想はあります、実際現場で。何回か、反論権ではないんですよ、反問権というのは質問の意図を確認するだけですよということは言うてるんです。こういった議会改革でこんな話が出ていることを改めて理事者のほうに伝えるということは重要なことというふうに思います。

西川委員長 そのほかよろしいですか。

奥本委員。

奥本委員 18ページと19ページなんですけど、まず18ページのところの議員定数についての調査報告書ではというくだりの、「にもかかわらず2名削減したこと」というところ、19ページの上から2つ目、今のところ現在の報酬で問題ないと考ええるというのは、言うてみれば、この間ずっとこの議会改革で議論してきたことを踏まえていない話になってしまうんです。あるいは踏まえた上でこれをやるのであれば、これまで何のために合意形成を進めてきたかということにも反するような内容になっていますので、ここ個人的には引っかかる場所ですね。

西川委員長 18ページの評価理由の、議員定数についての調査報告書では定数15名でも葛城市においては少ないという報告がなされているにもかかわらず2名削減したことというのも、要は、「にもかかわらず」ということですね。

奥本委員。

奥本委員 にもかかわらずというのは、言うてみれば、過去にもやっぱりこれでいいんじゃないかという意見があったけども、それを踏まえてずっと議論を重ねてきてやった上で最終的にこれでいこうという、13名でいこうという話になったわけですから、これをまた、にもかかわらずというと、反対があったのに、その意見を封殺して強行的に13にしたんかというふうに取りってしまうんです。

おっしゃりたいことも分からんでもないんですけども、ここでずっとこれだけもんだ上で導き出された結論なんで、今はこれが正しいというところで進めていくべきで。この後何年かやったときに、やっぱり見直すべきやとなるかもわかりませんけどね。今の段階でこれと言うところじゃないような気がするんです。この改正になって、13になって、まだ間もないところなんで、この効果検証というのはこれからまた進めていく必要があるかなという気がする。そういった意味で私はちょっと気になる場所です。

同じ意味で、現在の報酬で問題ないと考えるところも、今現状、報酬はこれでいいかもしれませんけども、身分及び待遇のところ政務活動費の話もずっと続いていますので、まだこれも問題ないと結論づけるところには早いかなという気がするんです。

西川委員長 分かりました。文言を確認させていただきます。

これについて、これ私なんですけれども、にもかかわらずというのは。これについては僕の考え方としたら、この議会改革では調査報告、あくまでも客観的に見た事実を述べましたよと。ただ、これは議員発議やったので、この部分に関してはね。せやから、この調査報告、客観的な事実を述べて、少なかったにもかかわらずというような意味合いで書かせていただいたというところでございます。でも確かにちょっととげとげしいというところもございます

ので、文言をもうちょっと精査させていただきたいなと思います。
ほか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 いいですか。10時ですので、よろしいでしょうか。

今いただいた文言とか場所、そのところを正副で一旦精査させていただきまして、議長にも見ていただいて、修正したものを皆さんのペーパーレス会議システムのほうに載せさせていただきますので、そこからホームページのほうに掲載をさせていただきたいなと思います。それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

西川委員長 そういう形でさせていただきたいと思います。

それでは、検証のほうしていただきましたので、次に調査案件2、次の議題に移らせていただきたいと思います。

調査案件2、議会改革に関する事項についてというところで、最初に(1)議会議員が委員となる各種委員会などについてを議題といたします。

この件につきましては、令和7年12月10日に開催いたしました本委員会において、令和8年4月1日以降は、引き続き委員として出席する委員会を除き、議会側から新たに委員を選出しないことや、今後も引き続き議会から委員を選出する委員会、議会から委員を選出しないが傍聴を希望する委員会の区分け、そのことを執行部側に対して議長名で通知をすることについて決定をいたしました。その後の状況について、事務局のほうより報告をさせていただきます。

岩永調整員。

岩永書記 議会事務局、岩永です。

それでは、資料2の説明をさせていただきます。この資料は前回の本委員会でご承認いただきました、議長名で理事者側に議会改革特別委員会で決定いたしました内容を報告するとともに、令和8年4月1日以降で委員が離職、退任ですね、する予定日、基準となる日を記載したものでございます。ここで離職する予定日、基準日について、事前に担当部署に照会し、回答いただいた内容となります。委員会の状況によっては新たな委員を選任する必要もあり、各種委員会の事情に沿う必要があることから、離職ですね、退任の日については統一することはできませんでした。その点をご承知おき願いたいと思います。今後はここにあります基準となる日、離職の基準日で、議員が委員として参加していました各種委員会の委員を離職することになります。

この離職に関して、退任届が必要であれば、議会事務局を通じて担当部署に提出をいたします。離職に関して、任期切れを基準となる日に設定されている委員会等については、特段届出の必要はないので、基準となる日をもって離職することになります。ただし、あくまでも基準となる日は予定日なので、条例改正が間に合わなかったり、新たな委員が見つからない等の理由から、基準となる日で離職できない場合も想定されますので、その点につきましては、担当部署と議会事務局で都度確認させていただき、該当いたします議員にはお知らせ

する予定でございます。

議会議員が委員となる各種委員会等については以上でございます。

それから、この資料の5ページに基準日予定表というのが入っています。その中で既に届出をいただいているところが、介護保険事業計画策定委員会、それと地域密着型サービス運営委員会、障害者計画等策定委員会、健康増進計画推進協議会、産業廃棄物処理施設審議会、地域福祉計画策定等委員会、いきいきセンター運営委員会、これらについては届出は不要ということで、基準となる日をもって退任ということになります。

その文章については委員の方に、後ほどメールのコピーですけど、お渡しする予定でございます。

以上です。

西川委員長 ただいまご報告いただきましたことについて、何かご質問等ございませんでしょうか。

皆様で今、委員会に入られてるやつとかがあると思いますので、その離職の基準となる年月日というのも5ページ、6ページに書かれておりますけども、条例改正によって、先ほど岩永さんからもありましたように、条例改正がなかなか間に合わないといったところももしかしたら出てくるので、その辺はフレキシブルになってくるかもしれません。

この件について、よろしいですか。

梨本委員。

梨本委員 内容については私はこれで問題ないかなと思います。ただ、確認なんですけど、委員の選出は恐らく前年、改選後にやって、4年間据置きということでやっていると思うんです。今回、委員の選出に関して、複数当たっている議員さんと全く当たっていない議員さんがいらっしゃると思いますんで、その辺りの入替え等についてどういうふうにされるのかというところを協議しておいたほうがいいかなというふうに思います。

あともう1点、委員で選ばれていないときに、会議の傍聴、これはどこまで容認されるのかということも、会議の容認、基本的にはオーケーですよというところは○でつけていただいているんですけども、例えばそれ以外のところで傍聴したいというような希望があれば、どういう取扱いにされるのかということも諮っていただけたらなというふうに思います。

西川委員長 まず会議の傍聴について、岩永さんのほうから。

岩永さん、お願いします。

岩永書記 会議の傍聴についてでございます。こちらについては、前回かそのまた前回、2回前ぐらいから傍聴が必要と思われる委員会について協議していただいた中で、今○を打っておるのがその該当であるということで、当該委員会には全て確認をさせていただいて、オーケーはもらっております。

今後、重要やと思われる委員会等がございましたら、また理事者側と相談していただいて、傍聴を可としていただくかというのはまた協議していただいてから決定していただけたらいいというふうに思います。

以上です。

西川委員長 まだこれは運用が始まっていませんけども、傍聴のほうは以前に一回聞かせていただいた中で、これは傍聴が必要やろうというところについては理事者側にもお伝えさせていただいて、傍聴……。

これについては理事者の判断になるところもありますので、理事者と相談して、傍聴できるかどうかというところを決めさせていただいております。また、これは必要というところについてはまた理事者のほうに問合せをして、できる限り傍聴させていただくというところにさせていただきたいかなと思います。それと委員の……。

関連。

谷原委員。

谷原委員 会議の傍聴なんですけれども、これはそれぞれ重要な委員会が傍聴をさせていただくというふうなことになるんだと思うんですが、本来この議論の出発点が、委員会に議会から送り出しているの、それで議会に対する説明は済んだというふうに行政のほうの話を進めていかれるというところに問題があったと思うので、この傍聴可となっているところは、本当なら委員会で報告なり計画の策定段階、終わりの段階でも別に構へんのですけど、できたらその前ぐらいでも委員会にそのことを報告をしていただく。例えばパブリックコメントをすとか、あるいは国保の場合、条例を改正することになるので、委員会でちゃんと説明していただいたら、わざわざ議員が傍聴しに行く必要もないので、そこら辺を理事者側と詰めていただいたらいいのかなと。

結局、傍聴に行ったら、向こうはそれで議会に傍聴しているからいいでしょうというふうに進んでいく可能性があるんで、最初の趣旨からすると、できるだけ委員会でやっていただくと、傍聴よりはね。そういうふうに思います。

西川委員長 今のご意見いただきました。これも確かにそういうご意見の出発点は市長の附属機関というところの部分と二元代表制の部分と、今の谷原委員の発言にありましたように、言うたら理事者が議会にもう伝えてますよというようなことやったので。これについては理事者側にももちろん責任を果たさん義務が出てくると思いますんで、議員が出てませんのでね。これについてはいろんな委員会とかで報告をしていただくというところは必須になってくるのかなと思います。

ただ、傍聴は必要なんかなと思う。やっぱりそこでリアルタイムに聞いて、それも議員の一つの権利かなと思いますので、その辺については両方させてもらうような形で進めたいなと思います。

奥本委員。

奥本委員 傍聴の規定、手順というのを話し合っというほうがいいかなと。例えば何日前までに申し込まんといかん、その窓口はどうかというのを。これが委員会別にばらばらであれば、我々も戸惑うところがあるんで、その辺は理事者側と話をしながら、会議の何日前までに申し込むと。理事者側に対しても、運営側にしても資料の用意の手間もありますし。特に給食運営委員会なんですね。これは必ず給食の試食をやっているんです。だからその辺の準備もそうですけど、費用的なところをどういうふうに勘案する。傍聴者にはないとするんか。それ

が予算に絡んできているところなんで、その辺り相談だけしておいてください。

西川委員長 分かりました。これについても、今の奥本委員について、傍聴規定をどうするか。これは委員会によってもそれぞれ。今の給食の話やったら、委員会によってもそれぞれ違うと思いますので、これについてはもうちょっと取決めをしていかなあかんかなと思います。

増田議長。

増田議長 先ほど谷原さんのお話があったんですけども、ちょっと気になっているところは、委員会によって段階を踏んでというかな、議会に諮るまでに協議会を開いて準備をして、議会に落としていく。最終的に議会に諮るという手順を踏まれる前段の会議というふうな内容の協議会は結構あると思うんです。

例えばこれ3階建てになっているのがあって、社会教育委員会というのは、その下に文化会館協議会とか歴史博物館協議会とか、歴史博物館協議会で協議した内容を社会教育委員会に持って上がって、議会にその決定事項を上げてくるというふうな、そういう3階建て、2階建ての仕組みのともあったりするんで、ここは協議会の内容は協議会の内容で、事前にいろいろ協議された内容が議会に上がってくるというふうなこともあるんで、そこはそこで完結されて、それを持って帰って議会でご報告していただくというのも、内容によっては、協議会によっては必要ない場合もあるのかなというふうに、中身をしっかり精査する必要があるのかなと感じます。

西川委員長 ありがとうございます。

谷原委員 関連で。

西川委員長 谷原委員。

谷原委員 私もちっと言葉足らずであったなと思うんですけども、私が申し上げたのは傍聴のところですね。ここについては予算に関係するところがかなりあって、例えば学校給食委員会も学校給食特別会計だし、国保も国保特別会計だし、介護保険もそうだし、福祉計画については非常に予算が大きいところですのでね。だからここは向こうというか行政側のほうも傍聴をとというふうなことを望んでおられるようなところもあるので、ここは委員会でそれが出てくるまでにはと思うんですね。それ以外に議長がおっしゃったようなところは、それは別に協議会でやっていただいていて、それでいいのかなと思うんですけど、傍聴というふうになっているところについて申し上げたところなんで、言葉を補足しておきます。すいません。

西川委員長 そしたら、例えば具体的にどれかピックアップしていったほうがええですかね、今。要はどれを報告してもらおうほうがいいかなというのを。

杉本委員。

杉本委員 個人的には、各委員会で必ず報告することにするべきやと思うんですよ。何でもかいうたら、今、傍聴に行かはる行かはれへんというのはそれは決めてもうたらいいんですけど、僕が思うてんのは、谷原委員さんおっしゃったみたいに、議員さんあのときいたはりましたもんとか言われるのが、うーんと思うところもあるんです。

ただ、重要なところは行ってもうたらいいんですけど、ほかの計画系とかあるじゃないですか。あんなんもこれを機に、議会にもう、うちは閉会中の委員会もありますし、そこで持つ

てきてもうて。例えば悪いかもわかんないですけども、出来上がったもん、計画が上がってきて、それをただみんなでふんふんと読んでいる会議ってあるんです。じゃなくて、こんなメンツおるんだから、議会は議会でもっとこうしなさいよという場を設けて。ほんまは議決案件にさせていただいたらいいと思うんですよ、計画系は。取りあえずは議会という場の委員会、閉会中のその他の案件のところに、こういう会議やりました、こういう感じでというのは必ず説明することみたいに決められないですか、どうせこれやんねやったら。これをきつしよにやってもうたらええと思うんですけどね。

西川委員長 岩永調整員。

岩永書記 計画についての委員会での報告というのは、やってくださいという話だったと思います。それは必ずやってくださいということで話は以前していたと思います。

傍聴に関しては、市民さんの声を生で聞きたいというお声が結構多かったと思うんです。その計画を決めるに当たって、市民さんはどんな考えを持ってされておられるかという声を聞きたいと。だから何も委員会に参加しているんじゃないしに、あくまでも傍聴ですから、その様子を見に行っていると。特に市民さんの声を聞きたいというのが一番あったので、傍聴が一番適しているんじゃないかなということで、傍聴でという形で進めさせていただいております。

西川委員長 報告については、基本的に計画に関するものについては報告するというので、これはお伝えさせていただいておるということで、今、岩永さんのほうからありました。

杉本委員。

杉本委員 分かるんです。岩永さんがおっしゃるのは分かる。僕らは認識している、それは向こうにも伝わっているんですよ、ちゃんと、行政側にももちろん。行ってるからどうのこうのはないでと、そこは念押ししてほしいなと思います。

西川委員長 川村委員。

川村委員 計画は1回の協議会でしゃんしゃんで決まるわけじゃないので、3回ぐらいプロセスがあるんですね。我々も傍聴して、市民さんが1つの計画の指標も言われて、そしていろんな意見をもらって、次の段階でそれをどう反映したかというプロセスをずっと踏んでいく。この過程を共に共有しとくということはいいいんです。だから委員会のたびに、今回はここまで、ここまでという報告は丁寧にさせていただくということを求めていったらいいのかなというふうに思いますので。

1回で完結するというような話では。傍聴をしても、何回か、3回なら3回ある傍聴に行く中で、少しずつ変化ってありますんで、計画はその中で一回一回、そのときに出席できない委員もいらっしゃるので、協議会なりでそのところはちゃんとお話をさせていただいて、そのプロセスの報告をさせていただいた中で、議員もつけ加えられる内容はないかどうかというのを見る。市民さんの声を聞くということは、確かにこの間も総合計画を傍聴しに行かせていただいたときに、非常に様々な意見があったということを我々は頭に入れて、また議会の中でその話を思い返して、またもんでいくという形、そういう形が理想的なので、それでやっていただいたらいいのかなと思います。

ですから、そのたびたびに。1回で、はい、見てください。さっき言われたみたいに、最終的にこないなりましたと、その議会で初めて示されて、意見ありませんかでは、とても意見は言えないので、そういうプロセスは踏んでいただくということを理事者のほうに言っていただいたらいいのかなと思います。

西川委員長 ありがとうございます。谷原委員、いいですか。谷原委員おっしゃっていたのは、予算が伴うようなものというところ。計画はもちろん報告はさせてもらうんですけど、例えば学校給食委員会とかについても、計画というのはないとは思うんですけど、その辺についても報告を求めたいということですよ。

谷原委員。

谷原委員 報告を求めたいというか、各常任委員会があるので、本来やったら調査案件、その他案件のところ辺でも意識して報告してくださいと言わないと、報告してくれなさそうなところがあるので、計画についてもね。そこら辺がもう一つ、スムーズにいくのであればいいと思うんですけど。本来は議決案件のところではもうちょっと丁寧な説明があってしかるべきかなと思うんですよ。

例えば国保運営協議会なんかは結構いろんな資料が出てくるんですよ。ところが、常任委員会の議決案件、あるいは予算の案件でも出てこないんですよ。だから僕はそれはすごく、自分でやって具合悪いなと思っていたんですよ。それは本来やったら全議員さんが共有すべきような資料も出てくるのに、実際そういうものもないので。だからここに傍聴のところ辺なんかは、そういう資料を議会にも出してほしいので。出せば、あまり傍聴も……。傍聴もそうやって行っていただいてもいいと思うんだけど、議決するように関わるところはぜひ丁寧な説明を向こうから事前にやっていただくほうがいいなと。それは常任委員会の委員長さんが要望されるのも手だとは思うんですけど。

西川委員長 そうですね。

増田議長、お願いします。

増田議長 引き続き委員を選出するもの、ここんところ大事なと。ここの役割分担を整理しておく必要があるのかなと感じました。特に議長は結構、先日もいろいろ議論になりましたが、公共交通の活性化協議会、これなんかそこで言ってくださいよ、ここで言わんとみたいな意見も先日の予算のところでありました。ということは、これ議員が出て行って、活性化協議会で意見言わなかったら、全然、我々の議会の声というのを反映する場所がないということになるんです。私も前回でしたか、総務建設常任委員会の中で、行くから意見ございませんか、背負って行くよというふうなお誘いもしたんですけど、委員の方からも別にこれ言うというということもなかったんですけど、一応私の思っていることを要望として事前に資料を出しておきました。

そういうもんが、この間も防災会議もございました。防災計画、ごろっと刷新されました。それも防災会議の中で決定事項で、あとは結果を配ってくるだけやから、議会としては、ああそうか、できたんかみたいな結果の話になってしまう。また、観光協会も別組織になるんですけども、やはり重要なお話合いの場であったり、ここは言うとかなあかなというふう

なこともたくさんあるんです。そういうことも踏まえて、貴重な会議ですんで、出席、議長が行ったら、ちゃんとこれとこれとこれをやっとけよ、報告せいよということがありましたら、この際、決まり事を整理していただく必要があるのかなと感じます。よろしくお願いします。

西川委員長 ありがとうございます。議長からそういうご提案ありましたので。議長はずっとその辺は言うてくれたはと思います。これまだ、委員が選出される部分というのは別団体であったりとか、先ほどおっしゃっていただいた地域公共交通活性化協議会についても出席をするというところもありますので、議会の意見というか、別団体として、議会として行くのかというところもちろんあるんです。ただ、議会の意見というところというのは難しいところの会議体もあると思いますし、でもその辺は議長は背負って出てくれるはと思いますので、その辺の取決めをしていかなんかなという提案やったと思うんですけど。

杉本委員。

杉本委員 今、議長おっしゃったことも全部踏まえて、僕それ行ったことないやついっぱいあるんです。スケジュール感も分からんし、この時期に。何で僕が常任委員会とかで調査案件で全部出してくれと言うのかといたら、スケジュール感とかも全く分からへんやつがいっぱいあるわけじゃないですか。今のやつでも、前に言うてくれやなみたいに。何、防災、いつ決まったんみたいな。それを今、これを機に、ほかの委員会も全部、閉会中でも調査案件でも出してもうて、次はこういう会議がありますと。それを今言われてもというところから始めやなあかんと思うんです。そういうのを細かく議会として認識しとって、日々そうやって出てきたら、それは議長言ってきたくださいよと言えるけど、その場も僕もないじゃないんで、まずは一旦受皿として。これやっていたいっているのはめっちゃめっちゃありがたいけど、これを機に、理事者と僕らも用事増えるかもわかんないですけども、年間どういうことが行われているかから始めたほうがええと思うんですよ。どれぐらいのスパンでやっていると。いろんな計画でもこれぐらいのスパンでやっている、これぐらいでやっている、ここで意見を言うていただかないとここに反映されませんとかから始めやんとあかんと思うんですよ。

皆さんも行ったことない、防災計画がまさにそうで、議長行ってきましたよ、以上みたいな。それはそれで致し方ないねんけど、議会としてはこれ言ってきたくださいよというのは言える場をつくることから始め、僕はこれを機にやっていただきたいなと思います。

以上です。

西川委員長 ありがとうございます。杉本委員おっしゃっていたのは、誰が何をしているかというところがまず分からへんと。その辺のスケジュール感というのも、1年でどんだけ行われているとか、4年間行われてないんやとか、いろいろな委員会があると思うんで、その辺を何か分かりやすい形にできますかね、こういうのは。一回検討させていただいて、何か……。

増田議長、お願いします。

増田議長 スケジュール感の話、私も議長を拝命して1年生です。大体、1年交代で議長が替わるんで、スケジュール感というのが、去年あの時期に何回行ったなとかというのは全くなしで、案内が1か月前ぐらいに来てスケジュールに入っていてみたい会議に出ていったりするん

で。たまたま総務建設常任委員会があったんで、公共交通のことについて委員長に諮っというふうなタイミングでは提案しますけども、年間のスケジュールとかは分からないんで、担当課に年間の会議の回数とかも聞いていただく必要があんのかなと思います。

西川委員長 一体どんだけの分ががって出てくるか分からないですけど、昨年やったとかでしたら分かると思うんですけど、例えば何年もやられていないとか、いろいろあると思うんで、その辺も含めて、1年間にどんだけやってるんやというようなもんを事務局とも相談させていただきたいと思います。

それと、議長もおっしゃっていただいているように、議会の意見としてというところについては、慎重な考え方をするというところは備考欄に別団体とか書かれていると思います。別団体と書かれているところはあくまでも議員としては行くんですけど、議会の意見というところを持ち込むかどうかということも含めて検討研究せんなんのかなと思います。これは議長にまた相談をさせていただきたいなと思います。

そのほかどうでしょうか。

梨本委員がおっしゃっていた委員の数ですね。早いやつでいうと、令和8年3月でなくなったりも、離職したりとかする委員会もありますので、これについて残るのはどういう人が残るかというのは一旦精査させていただきます。かぶっている部分とかいうのも、全くゼロになる委員もおるかもしれませんし、その辺も含めて一回、僕も誰が何の委員に入っているかというものの正直分からないとこもありますので、その辺について一回。それはすぐできると思います、この残ったやつ。それで検討させていただきたいなと思います。

この件についてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

西川委員長 それでは、この件については閉じさせていただきたいと思います。

続いて、(2) 議員報酬についてを議題といたします。

この件につきましても、前回の本委員会で協議をいたしまして、議会議員の適正な報酬額の求め方と葛城市特別職報酬等審議会に議員報酬についてどのような手順で審議をお願いするのか調査する必要があるということで、事務局からその内容についてご報告させていただきます。

岩永調整員。

岩永書記 それでは、まず適正と思われる報酬額について、事務局が、以前、この委員会から意見がありました比較対象を確認した上で適正な報酬額の試算をしてみましたので、その内容をご報告いたします。

まず最初、職員の給料の上昇と比較するというお話があったと思いますので、そのデータをお示しいたします。資料4の1ページと2ページをご覧ください。

地方公務員給与実態調査による資料が1ページで、平成18年から令和6年まで、一般職のうち一般行政職、左側のAが平均給与月額、2ページは同じく左側で一般職の欄を見てくださいと、これは平成17年から令和7年度までで、その間のデータで調査をさせていただきました。この2番目に関しましては、広報に掲載されている分でございます。

両方見ていただきますと、平均年齢が若くなったということもありますが、平均給与はご覧のとおり下がっております。通常、1年に最大7,000円程度昇給するというのを考えますと、この年齢差があったとしても、下がっているという状態でございます。

なぜこのような状況なのか。これは推測なんですけど、まず1つ目の要因といたしましては、定期的に昇格するという事で公務員の給与は上がっていくのですが、合併して職員は約2倍になったわけですが、管理職のポジションが2倍になったわけではございませんので、長期間、役職の手当がつく手前の主査というポストに多くの職員が属していたことで、昇給の上がり幅が極端に少ないということから、このような結果になったと考えられます。

また、本市の給料表については、合併時に職員の給料の調整は行われていない上に7級までしかなく、他の市と比較して部長等の昇給幅にも頭打ちがあったのではないかと考えられます。

2つ目として、長年のデフレ傾向で人事院勧告においても大きなベースアップがなく、最近の状況においても若年層の職員の給料については手厚くされておりますが、中高年層の職員にはベースアップがごく僅かであったことから、実質的に平均給料が低下していると考えられます。

よってこのデータは、合併によって特異な条件下において正常な職員の給料のアップを示すものにはなっていないので、これを利用することはちょっと難しいかなというふうに思います。

次に、奈良県内12市の市長の給料と議長の報酬の比較というもののお話があったと思いますので、そのデータをお示しいたします。資料5の1ページをご覧ください。

市長給料月額に対する議長報酬月額の割合を12市それぞれ計算しております。1の市民1人当たりの議員全員の報酬額に対する負担額平均からの表では明らかに、見ていただきますと大きな規模の自治体で1人当たりの負担が少ないことが分かりますので、これでは適正な負担を求める資料には適さないのかなと。これをするのであれば、人口的に類似団体を挙げてやるのが適正なのかなというふうに考えます。

次に2ページ、市長の給料月額と議長の報酬月額の対比から算定したものをご覧ください。12市平均で0.63であるということで、葛城市の市長給料月額にこの0.63を乗じた額が56万円となります。この額が議長の報酬月額とするならば、副議長とその他の議員の報酬月額は、現在の報酬月額の比率を乗じて算定してみますと、副議長が47万6,000円、その他議員は44万円となりました。これが1つの基準と考えられるデータだと思います。

この算出した額で現在の報酬月額で定数が15人であったときの月額合計と今算出した、現在報酬月額で13人の月額合計を比較したものが、3の定数削減前と新たな報酬額との比較及び予算配慮調整の表になります。これでは15人体制よりも19万6,000円増額となります。総額を15人のときと同様に収めるのであれば、上昇した分を均等に振り分けるよう、減額率を乗じた後の額が議長54万1,000円、副議長が46万円、その他議員が42万5,000円となり、月額合計が15人のときより上昇はしないということになります。

このような内容で審議していただくことができるのかは分からないんですけど、市議会の

独自の考えではなく、他の自治体や特別職との比較ということで、1つの算定方法としては有効ではないのかなと思います。

今後、このような形で報酬審議会で審議して了承していただけるような根拠をもって資料を検討していく必要があると考えております。

適切な報酬額については以上でございます。

続けて、葛城市特別職報酬等審議会についてでございます。

まず、葛城市特別職報酬等審議会という組織でございますが、本日、資料として添付しております資料3の葛城市特別職報酬等審議会条例、これを参考に説明させていただきます。

まず1ページ、第1条を見ていただきますと、第1条では、「市長の諮問に応じ」とあるように、市長の諮問機関、市の附属機関ということでございますので、議員報酬については、審議をお願いする場合は市長に当該審議会への諮問をお願いすることになります。

そこで、諮問をお願いしてからすぐに審議していただけるかということでございますが、そこは条例の第4条第2項にあるように、「委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする」とあるように、審議会が終了した段階で委員は解任されます。よって、常設の審議会ではないということでございます。だから審議してもらうには、組織づくり、すなわち委員の選考からお願いすることになります。また、委員には1日当たり8,000円の報酬が支払われることになります。よって、予算措置をお願いすることになります。

これらのことを考えますと、市長に諮問をお願いしてから、ある一定の期間が必要であるということが推測されます。

次に、市長への諮問依頼の方法ですが、担当部署も長い間、長年開催していないので、前回の開催したときにどのような書類を提出したのか分からないということだったんですが、あくまでも諮問ということから、諮問をお願いする市長、今回は市長に議会がお願いするので、市議会のほうが根拠資料を添付して、妥当と判断した報酬額を示す必要があると思います。審議会の委員は、第4条第1項に、「本市の区域内の公共的団体の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する」とありますので、学識経験者とかそういうものではございませんので、何も提示しないで報酬額を、これが適当であるという結論を出すということは難しいと思います。よって、報酬等審議会に諮問をお願いするには、議会の中で妥当な報酬額とその根拠を協議していただいて、審議が終了するまで期間は結構大きく見る必要があるということにはなると思います。

そうなると、協議結果が出た後、いつからその報酬額を適用するのかも検討しておく必要があると思います。報酬額が変わることで、当然、予算措置も必要となりますので、その期間も考えていただくことになりますので、例えば次回の改選後の4月1日から新たな報酬を適用するとか、具体的な適用時期も協議する必要があると思われます。

葛城市特別職報酬等審議会に関しては以上でございます。

西川委員長 ありがとうございます。

ただいま岩永さんのほうから報告いただきました件につきまして、ご質問ございませんで

しょうか。いろいろ調べていくうちに、うちの公務員の給料も出てきました。

杉本委員。

杉本委員 ほんま、おっしゃるとおり新事実が発覚したというね、調べれば調べるほど。先ほどおっしゃったみたいに、これ結構、委員長も長い間一生懸命やってもらってるんで、そのスケジュール感と、その大前提もやっていただく、諮問機関に見ていただくという大前提で、増えるか減るか知らないですよ、それにプラス、先ほどおっしゃったように類団のデータが必要やと思うんです。今のこのやつは取りあえず一個の法人として市長と比べてという、奈良県内の市長と比率を比べたらこういう数字ですよ。

次は、奈良県内のやつは高い安いというのは一旦置いて、類団って出てるんで、その……。一回出たような気がするんです。

西川委員長 出してます。

杉本委員 それとプラス、次、今回か今か次か分かんないです。それと今回のデータと、そろそろ前に進めていってもいいんじゃないかなと僕は思いますけどね。長いことやってるんで、時間もかかりそうなんで、次のステップに行くにはそろそろ一步踏み出していってもいいんじゃないかなと思います。増やせとは言っていないですよ、僕はまだ。

西川委員長 ありがとうございます。

谷原委員。

谷原委員 私も客観的な報酬審議会等でしっかりと議論していただくのが大事だと思うんですけれども、そういうことも言うてまいりましたけども、葛城市の条例を見ますと、これはやはり市長が給料、報酬を上げるという条例を出すときに基本的に招集されるという内容になっているので、考え方として、その条例でいくという考え方もあるし、他市ではそうでない条例を持っておられるところもあるので、思い切って条例改正をするという手もあるんですが、取りあえずこの方向でいくとした場合には、議会がきちっと、これぐらいの報酬を上げることがふさわしいということで市長とも話をして、条例をつくってもらおうということになりますので、その上でかけていただくようになるのかなと思うんです。

その際に根拠資料を出してということで、審議会で議論するときに、この中の資料がぼんと出たときに、市民の方で代表の方が見たとき、ちょっとどうかなというので出てくることもあるような資料になっているので、その出し方も含めて考えていかないかんということになると思うんですが。議会事務局には大変すごい調査をしていただいて、本当にご労力を取っていただいたんですけれども、私は1つ気になっているのは、最初に議員の報酬が平成16年に合併したときに、市の職員の大体どの号給、どの格付の給料だったのか、水準だったのかと。そこで併せて、ちょっとどうなんかな、それが今どうなっているのかなというのを知りたいんですね。

平成16年のときに課長級の給料水準でしたと、今その課長級の給料水準はどうかということをしないと、全体の。平均年齢も下がっている、それから合併時のいろんな事情があって、葛城市の職員さんの給料水準はこうなっているということなんです、それをできたら教えて、調べていただけたらありがたいかなと。

そこも変わっていなかったら、私はこんなん、なかなか市民の方に議員報酬を上げてくれというふうには言えないのかなというふうな気がしますので、そういうのも調べていただけたらと思います。

西川委員長 ありがとうございます。谷原委員おっしゃった、平成16年、合併した当時、まず議員報酬がどこの水準で、課長級でやられてたか、どこの号数で基準をされたか、どこに当てはまっていたかという。それと今のを比べてということですね。それも1つの根拠になってくるかなと思いますので、進めていく中でそれも調べさせていただいてと思います。ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 これについては慎重に検討して進めていったらいいと思うんですけども、その際に、やるときは一度にいろんなところを想定しないといけないと思いますので、今現在、議長、副議長、それから別建てで監査委員が。監査は別かな、報酬に加算されているということなんですけれども、それ以外に例えば常任委員長であるとか議運の委員長であるとか、これは他の議会でどういう扱いをされているのかということも一度検討する必要があるのかなというふうに思えます。

正直、常任委員長なんかの仕事量といいますか職務量はかなり大変だというふうに考えておりますので、そういったところも一度、今回の検討の1つに入れていただけたらなというふうに思います。

西川委員長 分かりました。おっしゃるとおりやと思います。常任委員長とか委員長手当も含めて、どういうふうに他市でやられているのかというのを一回調査はさせていただきたいと思います。

ほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 私のほうからこの件について提案のほうさせていただきたいと思います。いろいろ意見もいただいております中、議員報酬については今後どのような方法で、現状適切な報酬額を求めていくことができるのかというところを時間をかけて検討していく必要があると思います。

引き続きこの場で協議をして、この議会改革の中で、今、谷原委員も杉本委員も梨本委員もいろいろおっしゃっていただいております。それも含めていろんな角度から調査をして協議していきたいなと思います。

次に議題となる政務活動費についてはちょっとスピード感を持って進めたいと思うんですけど、この報酬につきましては、私の考えでは次の任期、この3年間、次の改選のときに、令和10年度になるんですかね。要は任期の3年目ぐらいで報酬審議会にかけれるスケジュール感でかけたらいいのかなと思っております。その後の令和12年の4月1日、改選が終わって次の4月1日から変えていくというような流れで。そしたら次の選挙で当選した議員から適用がされるというように今考えさせていただいて。それまではしっかりと議論を深めて、

報酬審議会に諮れるところまで、この3年ぐらい、あと3年ぐらいで報酬審議会にかけれるようにして、次の改選の議員にバトンタッチをしていくということで、私の中では考えさせていただいております。

それでよろしいでしょうか、皆さん。これはちょっと慎重に……。

川村委員。

川村委員 この議員報酬につきましては、前回、定数削減をするときにも話題に、議論になっていたと思います。なかなか、報酬審議会等も経てというタイムスケジュールも考えたときに、前期はそのいとまもなかったということで保留にしていたということです。今期、この新しい方も含めて、次の改選後に執行していくということをきっちりと議会の中で決めていくということが必要な時代になっていくのではないかと思います。

というのは、県内も葛城市、12市の下から2番目、宇陀市さんも含めて非常に抑えている議員報酬です。でも今、議長会等で私も経験上行きましたら、議員の社会保障等も非常にいいほうになっている、そういう背景もあります。議員のなり手不足ということが一番問題で、政治に関心を持っていただくためにも、この大きな改革というのは、葛城市もいつまでも合併当時の状況の背景というところに視点を置くのではなく、今の時代の背景をしっかりと把握した上で議員報酬の見直しということはしていくべきだと思いますので、委員長言われたように、スケジュール感を持って粛々と進めていかれたらいいのかなと。次の改選後に執行していくということを、もうその前段階で決めとかなないと、自分たちの今のということに市民感情も表れてきますので、前もってやっていくと。そしてその議論も市民の皆様へに報告する機会も持ち、そしてその理解を持たれた中で、また議員の選挙において評価を受けるというふうに進めていくべきだということがありますので、そのタイムスケジュールをもって進めていただきたいと私自身は思っております。

以上です。

西川委員長 ありがとうございます。

奥本委員。

奥本委員 私も委員長と同じく、次の改選のその次から変えればいいと思うんですけども、こう変わるよというところは早めに決めたほうがいいかなという気がする。なぜかという、新たに議員に立候補を考える方の、今現状、これまでの分析の中で、若い子育て世代、やる気があっても、この報酬ではちょっとしんどいなという方が立候補を見合わせるということもあり得ますので、こう変わるというのがある程度分かっているならば、人生設計も兼ねて、議員に挑戦してみたいという方が増えてくるかもわからないので、そうなってくると市議会としての新陳代謝と資質向上にもつながってきますんで、その辺り、決めるタイミングというのにも検討が必要かなと、早めに考えてもらったほうがいいかなと思います。

西川委員長 ありがとうございます。議会改革の中でも議論をずっとしていったって、市民懇談会も次に出てきますけども、いろいろその中でもきっちりと市民さんのところに情報を与えていくという中で。手続は結構時間がかかるという意味合いですので、情報としては市民さんのほうに、また立候補される方には届けれるように工夫させていただきたいと思います。

それでは、このように進めさせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 それでは、ご異議なしということで進めさせていただきます。

続いて、(3) 政務活動費についてを議題といたします。

政務活動費については、先月の12日から13日にかけて、福岡県の田川市と兵庫県淡路市を視察研修をしていただきましてありがとうございました。

田川市は政務活動費を復活された経緯などについて、また淡路市については後払い方式に変更された経緯やその後の取扱いについて、それぞれ研修をさせていただきました。また、我々は政務活動費を受けていませんので、そのほか多くのことを学ばせていただきました。

そこで政務活動費につきましては、以前から本委員会で導入する方向で検討をしてまいりました。今回の研修を受け、議員皆様からどのような方式で導入を進めていくのか、ご意見をいただきたいと思います。研修を受けた感想でもいいですし、これをこうしたほうがいい、研修を受けて、もっとこうしたほうがいいかなということも含めて、意見をいただけたらと思います。

杉本委員。

杉本委員 これも同じく長いことやっていただいて、ちょっと山場が来たのかなということなんですけども、この前、視察に行かせてもらって、2つともチラシの活動費がなかったんです。僕、その委員会でも2つ言わせてもらいましたけど、予算を立てるはええけど、使わへん、これもうあかんと思うんです。使い過ぎてもあかんと思うけど、予算は上がってんねけど、9%とか、それはそれであかんと思うんですよ。

僕改めて皆さんに聞きたいんですけども、政務活動費は欲しい、入れましょとなってるのは分かるけど、何に使うつもりなんか、何に使いたいんか、何に使えば効率的に僕たちは使えるのか。僕はチラシとか視察研修であつたりとか、今の時代やったらSNSとかもあるんかわからんけども、それは取りあえず一旦置いて。

僕、高田市さんの政務活動費の手引というのをゲットしたんですけど、今日見事に持ってくるの忘れたんですけど、写真で撮ってあるので見たんですけど、やっぱりチラシの使い方もちょうと、顔のサイズはこのサイズ、これ入れたらあきませんと、きれいに決まったあるんですよ。視察先のやり方とかでも、最安値の交通手段を使うとかいっぱい決まったある。あれを参考にしたらええかなと思うんですけども。何に皆さん使われるのかなと。というのも、使わん過ぎもまた、せっかくなねやったら、できるだけ100に近づけていただきたい。無理やり使うのもおかしいんですけども。難しいんですよ、僕発言が。ただ、やっぱり9%とか言われたら、ないほうがいいんじゃないか、不用とこっちが言わなあかんの、おまえら十分してるやんとなるのが、ちょっと具合悪いなと思いながら聞いているんですけど、皆さん、どんな使われ方を望んだはるのか。これ聞いたことないと思うんで。

西川委員長 ほんだら1人ずつ聞いてみましょうか。

杉本委員 やり方は分かんないですけど、皆さんの意見を。

西川委員長 イメージしていただいて、政務活動費があれば、これに使わせてもらおうということをお

一人ずつ聞かせていただきます。

福本委員から。

福本委員 すいません、私自身、政務活動費を使うとするならばというところで、それも考えていたところではあったんで、政務活動費もチラシについて非常に決まり事がたくさん出てこないといけないのかなというふうなところで、使いにくさというのもちよっと思いつながら、するのであれば、多分、視察に行ったときのものであったりだとか、あとは書籍を自分の勉強のために、議会のためにも勉強のために購入資金に充てるのかなというふうには思いました。そのほかのところはどうしても制限をかけないといけない部分もたくさんあるかなとは思っていたので、使いやすさ、使いにくさというところで、多分使わないというふうなところも考えてしまう部分にもなっていましたので、今、杉本委員言わはったように、予算上げるけど使うてへんやんと言われてしまうところも、少し私としては考えておりました。

以上です。

西川委員長 書籍とか視察研修とかに使うかなという。まだ分からないですもんね。

木村委員。

木村委員 私は使えるとすれば、別で今、事務所をずっと借りたままで。借りているのも、市民の声を聞くのに家へ連れていくわけにもいかないんで、外で。ほんであこを借りといったら市民のために、何か私に聞くので使えるかなと思って借りているんですけども、それにもし使えるのであれば。あれに関しては別に按分率も何も、丸々借りている状態なんで、それに使えたら一番ありがたいとは僕は思うてます。

西川委員長 靄本委員。

靄本委員 私としましては、政務活動費につきましては否定ではないんですけども、私ら公明党とすれば、基本的にはほぼ使っていない状況なんです。中には視察研修で使われる方もおられたかとは思いますが、実質今の時点では私自身は使わない方向であります。

西川委員長 靄本委員、例えば使うとすれば、どんな……。

靄本委員 使うとすれば、視察研修とか、そういった形かなと考えています。

西川委員長 ありがとうございます。

杉本委員、もう言わはりましたもんね。

杉本委員 僕はチラシ。

西川委員長 ですね。

杉本委員 委員長、ほんならすんません。

あんまり前向きに使おうという感じはないかもわかんないですけど、ただね、市民の人に議員の声が聞こえへんとかいっぱいあるじゃないですか。そのためには僕もチラシとかに使おうかなと。個人的にはうーと思うところあるんですけど、視察もうーんうんうんというところあるんですけど、ただ、それは今、常任委員会とかで視察やつてもらってるんで、そこがなくなると仮定するならば、視察で使おうと思いますわ、それは確かに。だって行きたいところもあるからね、僕も。常任委員会があるから、僕らの希望が通るから、視察は行くところあるから、勉強会も結構勉強会あるからなと思いつながら。

でも僕の希望としては、その視察がなかったら自分の視察で使おうかなというイメージやけど、皆さんのため、市民の皆さんにいろんな声を届けるためには、政務活動費でチラシを作るべきやというのは思いますね。

西川委員長 ありがとうございます。

梨本委員。

梨本委員 私は視察と研修です。例えば滋賀の J I AM でやる研修であったり、それから全国の市議会議長会で大会をやられるときなんか非常に勉強になると思いますので、そういった交通費であるとか研修の参加費、これに使用するのが適しているのかなとか、使いたいなというふうに考えております。

西川委員長 ありがとうございます。

谷原委員。

谷原委員 私も政務活動費を使うとすれば、議員研修ですね。最初、私がこれに強い問題意識を持ったのは保育の規制緩和ということで、条例が毎年のように家庭的保育、小規模事業保育、物すごく出て、条例を理解するのが大変困難なときに、書籍を読んでもなかなか理解できなかったの、そのときに議員対象の研修が東京でありました。私はそれに自腹を切って行っただけですけど、びっくりしたのは200人ぐらいの会場のところに全国の議員さんがいっぱい来られているんですよ。保育の大きな転換期で様々な条例が出てくる。それについてしっかり理解しようという方がね。聞いたら、やっぱり皆さん政務活動費で来られてたので、そういうふうにして議会の議論のレベルが上がるということは行政にも反映していくことなので。私は今でもいろんな興味深いチラシがいっぱい来るんですが、やっぱり行くとなると、時間的なものもあるけど経済的なこともあるので、私はそれに使いたいと思っております。

チラシについては、うちは結構チラシをまいているんですよ。全部自腹です。かなりの金額を自腹プラスいろんな人から募金をいただいて定期的に出しているんですが、これいろんなところを調べたら、按分で政務活動費を使えるところもあるんですが、それをやっていないところもあるんですよ。その違いは何かというと、それはほかの議員さんとの関係です。議員活動というのはいろんなやり方があって、うちの党は広く市民の皆さんに政策を伝えていくというのを中心に置いていますけども、そんなことじゃなくて、地域のいろんなこととかつながりとかで議員活動をやっている方は出さないですよ、基本的に。出すよりも、そのつながりの中でいろんな要望を聞いていくというスタイルをしている人にとってみれば、チラシは出さないから使わないと。そういうことがあるので、チラシについては合意がないと難しいのかなと思っていますが、出せるんやったら、按分でもやっていただいたら助かるというのがあります。

西川委員長 吉村委員、お願いします。

吉村委員 私は視察と研修が自分としては使いやすいかなというふうに思っております。

先ほど谷原委員、東京が遠方やということがあったんですが、私も一番自分で、これも当然自腹で行ったんですけども、視察に行ったんは静岡県が一番遠かったんですが、もし政務活動費のこういうことであれば、それは東京都でも行けるかなというふうなことを考えて

おります。

それ以外、視察とかあるいは研修で自分で行ったことについては、ほかの他府県の議員さんと交流することがあったりして、そういうことというのは、議員の資質向上とか、今まで自分が持っていなかった視点を得るという意味で非常に有効だと思いますので、私としてはこの視察と研修について使いたいなと思います。

それからあとニュースについては、自分でも出しております。私は言うても本業が出版ですので、自分で作れてしまうところがあるので、経費的に印刷所に丸々頼まれるのに比べて安くできるという部分もありますんで、趣味も兼ねてというか作っている部分があるんですが。それとあと議員活動というのは報告をするのが議員の義務だというふうに思っている。これは私の考えですが、と思っているので出しているという部分もあります。

あと、使い方については、例えば自分が報告したい内容の分で、按分とかいろんな制約とかいうのがあれば、それとの兼ね合いで、使えるのであれば使ってもいいのかなというふうには思うんですが、私としては基本的には視察と研修。これは市民の皆さんに見ていただいても分かりやすい成果でもあろうかなと思いますので、私としてはそういうふうに考えます。

西川委員長 奥本委員、お願いします。

奥本委員 私の場合は明確で、資質向上のためにやる目的で使いたい。過去に自分で出してきたのはそこなんです。まず視察もそうですし研修もそうです。研修も習いに行く研修以外に、講師を呼んで自分たちでやる、自分たちというか自分でそれを主催する研修。そういうところに使ってきましたんで、まずはそこですね。あとは資料の収集、書籍も含めたデータ収集に、もしお金がかかるのであれば、そこに使わせてもらおうと助かります。

西川委員長 川村委員。

川村委員 私もういろいろこれまでもあればなと思う点は多々ありました。いろいろご案内ある研修に関しても、どうしても県内で行けるものばかりではないので、県外、東京が多かったり、都会のエリアが多いなというのがあります。

議員の委員会の視察研修というのはあるんですけども、それは委員会としてあるべきだと思いますが、もう一つ自分の個人として勉強したいというジャンルを広げる、視野を広げるという意味で、今大体全国的に、課題というのはいろいろあると思うんですが、全国共通した課題というものを求めに行きたいというふうに思うなら、やっぱり県外の研修をしたいという思いはあります。

それともう1点は、市民の皆さんに知らせるツールというのは、例えば会場を設定して、会場費の一部であったり、チラシもどの程度許されるかというところは按分であっても、新たに作るのであれば、どの程度まではルール決めしてチラシに使えるかというところは、必ずしていただきたいなと。そこが一番、市民さんに、それぞれの議員を支持していただいている市民さんも含めて、報告をしてほしいと求めていらっしゃるの当然ですし、それが数多くできたら一番いいなと思っていますので、チラシ、そして自分の資質向上のための研修というふうに思っています。

西川委員長 藤井本委員、お願いします。

藤井本委員 皆さんもそれぞれ言われて、全くというかほとんど一緒ですけども、資質向上ということが出ました。これから求められるものであらうと思います。あるならばということでの話ですので、自分もここ最近を見ても、九州へ行ったり東京へ行ったりということで、私らにとっては非常に、お金がないから夜行バスで行ったりですね。もう少し、市民に対しての説明責任というもんもありますけども、費用がかかるもんですので、研修ですね。良い研修というのは割と遠くでやられていますので、これにも他の町の議員さんと同じように行きやすくする。お金さえあったら、なくても行けるんですけども、行きやすくするという意味で、そういうところに使いたいと思います。

西川委員長 速水副委員長、お願いします。

速水副委員長 私はやはりチラシですね。按分率をしっかりといただいた形でチラシというものの重要性というものが大切なこと。これは多分、SNSだとかインターネットというシステムの根本に関わってくる部分だと思うんですけども、これは正直、皆さん検索して見に行くものじゃないですか、それに対して。ということは政治に対してまず興味を持っていたかないといけいないので、そのためには、じゃどうするのか。やはりチラシでまず皆さんに見ていただいて関心を持っていたいて、その上でSNSやインターネットという部分につなげていく意味でも、チラシというものは非常に重要なのではないかと私は思っております。

西川委員長 私もというか、今一番、政務活動費で、もし付与されるのであれば、一番は定期的に出すチラシですね。それはいろいろと按分も含めて考えやんなんかもしれませんが、セミナーとか研修とかもちろん、これが来たから行きますよというのになかなかないと思うんです。僕、研修とか行っても、年1回、2回ぐらいです、多分今行ってるの。そこに手当してもらえねえやったらありがたいかなというようなことはありますけども、やっぱりチラシとあと新聞購読、これも今常に払わせてもらっています。今3紙取っています。3紙あるので、その分、新聞購読のほうでしたら助かるかなというところはあるですね。

杉本委員。

杉本委員 今初めて皆さんの意見を聞かせてもらって、次はそろそろ視察も行って本格的に進めていく段に当たって、次は中身ですよ。今のやつを全部踏まえて、やっぱりチラシの声もゼロじゃなかったわけじゃないですか。視察の声が多かったと思うんですけど、他市を例にして使い方の手引みたいなものを次にベースで持ってきていただきたいんです。これちょっと頑張ってもらわなあかんから迷惑かもわかんないですけど、次のステップに行きたいんです。

で、どこまで許すか。木村委員おっしゃったみたいに、土地家屋の賃借料というのを入れるのか入れないのか。チラシの按分率をどうするのか。顔のサイズをどうする。細かい設定を次はやらなあかんと思うんです。あとは金額ですよ。この辺を正副で考えていただいて、次に出していただいて、もうそろそろ。結構長いんで、これも。どっと前へ行って。僕が一番気にしているのは、不用で余っちゃうのが一番懸念するんで、もしかしたらもっと使っている、むちゃむちゃ有意義に使っている自治体というのをもう一回見に行かなあかんかもわからんと思うんで。いろいろ調べとったら、結構高いところもあるんで。丁寧にやっていく上でも、一歩ずつ進めていっていただいたらなと思います。

以上です。

西川委員長 ありがとうございます。今おっしゃるように、研修に行かせていただいて、これについては今年度で進めて、要は次年度から活用できるぐらいの勢いでさせていただきたいなと思っております。

その辺も含めて、皆さんにお聞かせ願いたいんですけど、先払いと後払い。今回の研修でもありましたけども、淡路市に行ったとき、皆さんの雰囲気的にも後払いのほうがいいかなという感覚は受けております。ただ、その回数が年に1回の支払いやったと思うんですけども、そこについても議論していかなんのかなと思っています。sonだけずっと立て替えやんなん部分が大きくなってくるといってもありますんで、その辺も含めて、後払いは、皆さんこれで進めてさせてもらっても大丈夫ですかね、後払い方式というところでは。

(「はい」の声あり)

西川委員長 そしたら後払い方式というところは進めさせていただきたいと思います。

あと、杉本委員おっしゃってくださったように、もうちょっと細かいところ、これ1回にすんのか2回にすんのかということもあると思います。3回はないと思います。1回、2回というところではいろんなところの事例も見て考えさせてもらいたいなと思いますし、皆さんの意見も欲しいなということもあります。

それと、あと政務活動費を導入していくに当たって、今予算計上しています、例えば講師派遣の委託料であったりとか、この前も行かせていただきましたけど、全員研修とかの費用、その辺について費用弁償があるんですね。その辺について政務活動費を導入することについて、例えばそっちのほうは削減をしようとかという議論をさせていただきたいなとも思っております。それについても次回ぐらいできっちりと出させていただきたいなと思います。

できたら政務活動費をつける代わりに、その辺というのは削減をしていく方向にしたほうがいいかなというふうに個人的には今思っています。いつも全員研修、どこ行こうかと、どういうふうに行こうかということも悩むともございますし、でも予算がついている以上、何かしら考えて行かせてもらっていたりもするんですけども、その辺も含めて政務活動費、これをつける代わりにこっちをちょっと削減しようかということも必要やと思います。

政務活動費の交付を始める時期としては、僕、委員長の思いとしては来年度からさせていただければなというところで議論を。来年度じゃないですね、次の令和9年度から政務活動費としてつけていけるようにできればなというところがございます。これについては次も出てきますけど、市民懇談会でもある一定いろいろと報告もさせていただきながら、市民様の理解をいただいて、きっちりと進めて、丁寧にも進めて。ただ、スピード感を持って進めたいなというところでございます。

ほか何かご意見ありますか、政務活動費。

増田議長。

増田議長 今回、田川市、淡路、2か所行かせていただきました。非常に政務活動費の運用に関しては参考になる例やったなど。田川市は、皆さんも視察されて感じられているかと思いますが、非常に問題、市民からいろいろご指摘があったということで中断したというか、取りや

められた。で、再度出された。ところが事務局は非常に、再度実施することについて懸念されていた。また同じような過ちを犯したらあかんということで、あの手引を作られた。だから厳し過ぎて6.3%になったと。こういう1つのいい参考になったなと思って。私はあの手引に関しては非常に参考になる。もしあれがちょっと厳しいようやったら、もうちょっと緩める必要もあんのかなという感じはしましたが、そういう市民目線で見た厳格な支払いというものをああいう手引で実施されて、きつ過ぎるのかどうかわかりませんが、あの6.3%はいかがなもんかなと感じました。

それから、淡路については後払いですね。あれも、やんねやったらこれやなと感じましたし、先ほどから議論あったように皆さん方もそれでご承知といたしますか、ご理解いただけるようやったら、細かくやって事務的に煩雑になるのでしたら問題かもわかりませんが、3、6、9、12という議会ごとの締めといたしますか、そういう支払い日を4期に分けるとかというようなことも1つの方法としてあるのかなというのは感じましたので、お願いします。

西川委員長 ありがとうございます。議長の意見も参考にまた進めさせていただきたいと思います。

それでは、この件についてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西川委員長 それでは、また次回、いろいろと資料をもって皆様のほうに説明をさせていただきながら進めさせていただきたいと思いますので、皆さんご協力よろしく願いをいたします。

ここで休憩をさせていただきたいと思います。11時35分まで休憩させていただきたいと思います。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時35分

西川委員長 それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

それでは、続いて(4)市民懇談会についてを議題といたします。

市民懇談会については、前回の本委員会において、同じ時期に同じテーマで2か所で開催するということまで決定をさせていただきました。開催方法についても令和7年度と同様にグループワークの形式で行うということで、今回は開催に係る広報をする必要から、開催場所、開催の日時、テーマについて決めていきたいと思います。

まず、開催場所ですけれども、中央公民館小ホール、昨年と同様のところとゆうあいステーション2階の会議室が妥当だと、それが候補だと思っておるのですけれども、いかがでしょうか。旧の新庄地区と旧の當麻地区というところで2か所選定をさせていただいておるんですけど、妥当なところはこれぐらいの場所しか今ないので、皆さんそれでよろしいですか。

増田議長。

増田議長 どうなんですかね。来年の3月頃に當麻複合施設完成予定というふうに聞いているんです。それ年度内になるんで、使いたいですね、私としては。どうでしょう、皆さん。間に合うようやったら。

西川委員長 まず時期の件については、令和7年度、昨年になるんですけども、8月に行わさせていただきます。今、議長からもありましたけど、まず時期についてご議論いただきたい

なと思いますけども、開催日時なんですけども、会場の空き状況は分かりませんが、8月の第1週の土日であるとか、おおむねどの時期に開催するのか、またいつから開催するのを決めていただきたいなというところがございます。今、議長のご意見もありましたけども、昨年と同様とすれば8月ですね。これももちろん広報の加減もございますので、まずそしたら時期についてご議論いただきたいと思います。何かご意見ありますでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 前回って常任委員会の発表ってありましたっけ。

西川委員長 はい。

杉本委員 ありましたよね。となると、改選11月で3月やったら、こんなけしかないですか。まだ常任委員会ができて3か月ぐらいで発表があるわけじゃないですか。今やったら11月でやって、8月か9月で、その中の調査案件の中で発表。発表するかしないかにもよると思うんです。確かに昨年のやつは常任委員会の発表だけ、空気やたら重かったんで、いかなもんですかというのを僕は最後に言っちゃったんで、それがあかないかによって時期は変わるかなと思っているんですけども。ただ、市民の方の声を聞くだけの場やったら、時期はそないにこだわることはないと思うんですけども、常任委員会の報告は、しっかりと調べて発表しやなあかんで、ある程度の期間が要るような気がするんですけど、その辺はどうなんですかね。

西川委員長 今ご意見いただきましたけども、常任委員会の発表、やり方はどうするかは別にして、私の意見としましては、委員会で何を調査していつているか、常任委員会それぞれの調査をしている内容については市民さんにお伝えするのは必要なと思っておりますので、昨年と、その雰囲気づくりというのも大切だと思いますけども、常任委員会の報告については必要なというふうに考えております。

杉本委員。

杉本委員 となると、やっぱり時期的には従来考えているぐらいの時期なんかな。議長おっしゃるとおり、新しいとこで。それはもしかしたら違う形でのほうがええような気がします。調査案件の中身を発表、報告する場なんで、新しい委員会ができて3か月、4か月ではちょっと厳しいかなという感じはします。

西川委員長 今、そういう杉本委員の意見もありましたけども、どうでしょうか、皆さん、時期について。

奥本委員。

奥本委員 去年7月21日やった、8月じゃなくて。

西川委員長 ごめんなさい、そうですね。

奥本委員 市民懇談会、7月21日で、その前日の17日にリハーサルをやっているんでね。先ほど議長からご提案ありました、3月ということですけども、複合施設はまだ3月は開いていないとか、たしかオープンが4月、新年度に入ってからというふうに聞いていますので、確定の日もまだ分からない状況で、仮に3月にオープンするとしても、3月定例会の兼ね合いもあって、非常に3月に持っていくのはしんどいかなという気がしますね。

となってくると、杉本さんの今の意見でいくと、調査案件のやつを発表するんであれば、7月もちょっとしんどいかなという。秋になりますよね。9月定例会との兼ね合いとかもありますんで、それをうまく勘案したときに、いつがいいかということになってきますよね。個人的には僕、8月の1週目はお盆前はしんどいかなと。申し訳ない。

西川委員長 ありがとうございます。7月か8月かというところで今お話しさせてもらってたんですけども。というのが、夏休みの期間に当たるというところと、前回、中学生のほうにも声をかけさせていただいて、参加できたら。それはなかなか、かなわなかったんですけども、その辺も今回は前もってもうちょっと調整をさせてもらいながら、参加してもらえんねやったら、議会に対して主権者教育というところももちろんございますし、その辺も含めて正副で考えさせてもらったんは、夏休みの時期がいいんじゃないかなというところで考えさせてもらっていたところでございます。

お盆の時期というのは確かに皆さん忙しいかもしれませんので、できたら夏休みの時期が妥当なんかなというところで考えさせてはもらっておりました。

杉本委員。

杉本委員 僕の個人的な意見で、学生さん方というのは一旦置いといて、僕が個人的に思っているのは、委員会の報告というのがあるのであれば、その最後ぐらい、10月ぐらいで、1年間こっただけ調べてきましたよというのが僕は筋かなというのは個人的には思っているんです。学生さんとか呼ぶとかというのも意味は分かりますけど、1年間こっただけやってきました、厚文で総建でというふうに、こういうふうに報告するというのが一番大事かなとは個人的には思っております。

西川委員長 改選前の総括という意味でも、秋ぐらいの開催というところもいいんじゃないかなという意見でございます。

ほか、どうでしょう。

藤井本委員。

藤井本委員 その年が何月とかいうんじゃなくて、先ほど私は7月、8月がええなと思ったんです。意味合い的には10月、改選前やけども、じゃ、ほな選挙の年はどうなんのというようなことも考えていくと、長い目で長期的なところでいくと、何もない7月、8月、無難にいけんじゃないかなというふうに私は考えます。

西川委員長 ありがとうございます。

ほかよろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 私もずっと今後定例化していくんだったら、時期はこの時期というふうにして固めていったほうがいいと思うんですね。1年間で議会はこの時期がいいというふうにして。それが7月になるか8月になるか、それでずっと来たので、それがいいかなとは思いますが。

西川委員長 ありがとうございます。

吉村委員。

吉村委員 私も時期というよりも、最終的に7月、8月に収まりそうな気もするんですが、考え方と

しては、議会として例えば調査案件ですよね、これについて調べていこうということで。例えば総務建設常任委員会であれば、去年は耕作放棄地について調査をし、その上で視察研修にも行き、その結果も踏まえて報告させてもらえたので、そういった流れになるようなタイミングにするのが望ましいかなというふうに思います。

西川委員長 ありがとうございます。

川村委員。

川村委員 時期は難しいのかなと思います。要するに委員会の視察研修のスケジュールも兼ねてセットしていかないとけない。その報告をどうまとめていくかという時間も欲しいということ。

前は私は7月、8月は暑いから、暑い時期に外に出にくいなということは肌でも感じていたというのは実際のところなんですね。10月という案があって、改選の時期は別としても、10月というのは私も、今提案されたのでいいかなと逆に思うてんです。そう思うすごく大きな要因というのはまだ定まっていませんけども、いろんなスケジュールを組んだ中で報告をどうしていくかということになったときには、委員会がある程度、今いろんな課題もありますし、今7月にという、4月から議会が閉会中の委員会も含めて何回できるかなとなったら、数回しかできないのでね。ある程度煮詰まった段階で報告と。その報告があって、テーマも聞くだけ、要するにその委員会の報告を聞くと、市民さんも頭いっぱいになって、言いたくなるんですよね。そのテーマの中に、それに関連するようなテーマにも近づけて、今度は発言していただく場というものを持ってくるのもいいのかなというふうにイメージングしているんですけどね。

運び方、前回も人数集めに苦戦したと。何で来てくれなかったと聞いたんですけども、やっぱりテーマがちょっと言いたいことがあるというところから外れてたとかね、そういうところもなきにしもあらずで、全部が全部そうじゃないですよ。でも今度のテーマというのは、どういうテーマにすると、皆さんが足を運んでもらいやすいかという条件をそろえていき、その時期も踏まえて、外出しやすい時期にするのかということも考えて、皆さんと一緒に相談させていただいたらいいのじゃないかな。10月というのは私は思ってたんですけど、10月も1つの案やなというふうに思います。

西川委員長 福本委員、どうですか。

福本委員 僕も一番初め、7月、8月のところ、今後やっていくんやったらというところで、その辺りが一番妥当なのかなというふうに思っていたところはあるんですけども、10月のところも今言っていたみたい、非常にいい案なのかなというふうにも思っているところがございます。

西川委員長 福本委員。

福本委員 僕も今、川村委員言われたように、基本は10月がいいのかなと思います。改選年につきましても、そこは臨機応変でもいいと思いますし、改選月、年であったとしても、10月上旬ぐらいやったら何とかできないこともないかなとも……。

(発言する者あり)

靄本委員 死んじゃうか。まあまあ基本的には10月が僕はいいかなと思っています。

西川委員長 10月も運動会とかそういう時期にもなってきますので、なかなか調整も難しいところももちろんございます。ただ、皆さんのご意見、10月のほうがというところと、7月、8月の夏休み。どっちかいうたら幅広く選択できるところがあるのかなというところと、2つかなと思っているんですけども。

増田議長、お願いします。

増田議長 10月は収穫の月なんで、ちょっとひんしゆく買うのかなというふうに感じます。常任委員会の視察、それから調査項目、これが1つの今議会がやっている課題解決に向けてのいろんな議論であったり勉強であったりというテーマ。私はこの項目を大切にして、葛城市の課題解決に向けてみたいなテーマで柱を厚文と総建と両方立てて、こういうものを中心にディスカッションしましょうみたいなところで、視察に行ったときはこうでしたみたいなんを全部リンクさせて、視察明けの8月の下旬とか中旬とか盆明けみたいなところで懇談会をやってもうたら、全部集まってくんのかなという感じがしました。

西川委員長 ありがとうございます。1つ目安、常任委員会の視察研修というところ、調査案件に今回もさせてもらっている分でとかいうところが1つ大きいとこかなと思いますし、今回は2回やるんですね。せやからその辺を踏まえると、これから多分2回、これから1つ基準になっていくと思うんです。

皆さん、10月は確かに時期的にも過ごしやすい時期になって集まりやすいかなと思うんですけど、2回やるとなると、運動会それぞれ違ったりとか、各種違ったりとかというので、なかなか集まりにくいとか開きにくい状況になったりするのかなと思ったりもしています。

できましたら、8月のところで一旦。皆さんのご意見ごもっともなんですけど、一旦8月で今回は一回やらせていただいて、そこに視察研修をどう当てはめていくかというところも含めてさせていただくのがいいかなとは思っているんですけど、どうでしょうか。

奥本委員。

奥本委員 今年どうなるか分からん話ですけども、去年26日に「志」議会があったんです。その日付の設定というのが学校が始まる直前の日ということでされました。もしも今年もそれがあれば、その辺を狙ってはるかなという気がしました。さっき委員長おっしゃったように、去年の市民懇談会に参加したいという中学生が何人かいたはった、実は。ところが、7月やったら部活動の対外試合があって、そっちのほうに試合に行くからということで参加できなかったという子がいて。そうなってくると、中学生であれば、「志」議会の直前ぐらいやったら試合とかもなくなっている可能性が高いので、盆明けのそこら辺やったら中学生の参加を促せる可能性は高いなという気はしました、今。

西川委員長 ありがとうございます。時期を決めやんと、チラシの加減もありますので、皆さんのご意見をいただいた中でトータルして、正副また議長と相談させてもらって決めさせていただけたらなと思いますけど。できたら、チラシの加減もありますので、早々に皆様にお伝えできたらなと思います。

日にちについては、何個か候補は。向こうの会場を押さえる日もございますので、何個かピックアップをさせていただいて、もちろん10月というのも一応頭に入れさせてもらいながら、8月、10月で一回調整をさせていただきたいと思いますので、その辺、正副にご一任いただければと思いますけど、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

西川委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて、時期についてはそうですということと、あと会場ですね。先ほどに一個戻りますけど、会場、議長からもありましたけども、3月にはまだ開館していない可能性もあるということで、先ほどお話しさせてもらった中央公民館小ホールとゆうあいステーションで考えさせてもらいたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

西川委員長 それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

次に、市民の方々と話し合うテーマについて、ご協議をお願いします。

ちなみに前は、住みよい葛城市にするためにということで、広い大きいテーマでございました。これについてはいろんなご意見は聞くこともできましたし、議会からいろんな意見を聴取した中で理事者側にも伝えさせていただくということもできました。これを理事者側がどう捉えてるかちゅうところはまた別の問題ですけども、課題ですけども、議会としては一応そこまでさせていただいたというところでございます。

ただ、先ほど川村委員さんからもあったように、広過ぎるテーマやし、テーマに沿った中で参加がしにくいなというところもあったという声も確かに聞いておりますので、このテーマについて、大事なことを思いますんで、議論していただきたいなと思います。

何かテーマ、このテーマがいいなというところがございましたら、ご意見いただけたらと思います。

谷原委員。

谷原委員 先ほど議長から提案がありましたけれども、今調査案件として議会がやっていること、重点を置いていること、これを2つないし3つでもいいんですけども。1つにすると対象が狭くなるから、3つぐらい。それを報告していただいて、そのことを中心にご意見をいただいたらまとまるのかなと思いますので、それを柱にしたらどうかなと思います。

今具体的にとかじゃなくて、それぞれ常任委員会での柱だと思います。

西川委員長 今、谷原委員からありましたけども、常任委員会のテーマを、調査案件をもってテーマに代えたらどうやろうというご意見があったんですけども、これについてどうでしょうか、皆さん。

吉村委員。

吉村委員 私もそれについては考えてはおったんです。テーマが2つぐらいあって。実は私は委員長の立場でここまで言うのは時期尚早なんですけれども、例えば仮に総務建設常任委員会で公共交通の問題について調査しているとして、それに伴う視察先に行ったとして報告させてもらえれば、そういったものは市民の皆さんにとっても非常に身近なテーマでもあると思います。

すし、それについて様々な。私ども議員が直接、市民の皆様の声を頂戴する、いい機会にはなるかなというふうに思います。なので、私もそういう考え方については、かなというふうに私も思っていたところもありますので、それは私も谷原委員のご意見に賛成ですし、もうちょっと具体的な。前は割と、特定の人たちの声を拾い過ぎないということで全体に広くしましようということで、それはそれであったんですけども、今し方、川村委員の話もありましたように、もうちょっと絞ったほうがいいのかなということであれば、それでやってみたらどうかなというのが私の意見です。

西川委員長 ありがとうございます。今、調査案件の中からということがありましたけれども、これについては会場が2つありますけど、どちらも同じテーマで。2つ出したとしても、どちらも同じテーマでいくということではできないかなと思います。こっちのテーマはこうや、こっちのテーマはこうやというところではできないかなと思いますので、その辺についても含みおいていただいて、2つのテーマでいくんやったら2つのテーマでいいかなとも思いますし。

川村委員。

川村委員 さっき私言わせてもうて、ちょっと取り違えてもらっても駄目なので、もうちょっとつけ加えて言わせていただいたら。

前は広い課題というか広いテーマやったと。住みよい葛城市という非常に広がったと。今回は、私がさっき言うたんは、常任委員会の報告をそれぞれの委員会で議論している内容についての報告はします。そのする内容を聞いて、そのことについて議論するのではなくて、逆に例えばまちの課題についてとかいうふうに、そこは広く持っていったらいいと思うんです。特に委員長が言うた、報告のことについて議論するのではなくて、それぞれの常任委員会、課題があると思うんですけども、報告とは別の話もしてもいいというような、まちの課題についてとかいうような、自分たちが思う課題についてとか、何かそういう、今ちょっとこんな話を聞いてもらいたいということで、多分来られる気持ちが強くなっていると思うんですね。委員会の報告を受けての話ではないと。ちょっと勘違いしやんといてほしいんです。そうじゃなくて、テーマとしてもうちょっと、もう少しだけ狭くするというのは合っているんですけども、委員会に沿ったことについて議論をしてもらうという意味ではないんです、すいませんが。まちの課題についてとか、それぞれの委員会に共通した、市民が思っている課題というのは何なんですかというような聞き方をしたらいいんじゃないかなという思いで言うたんですけど。そういうことで、すいませんが、ご理解いただけたら。

西川委員長 吉村委員。

吉村委員 それはそのように受けさせてもらって。私も決して委員会で報告して、それに沿って意見をというふうなことでは全然毛頭考えておりません。むしろ私は積極的に、例えば調査案件、これから調査していく中で、前回も前々回もなんですが、常任委員会のほうから報告がありましたと。その連続性というか、そのところで報告をする意味ということを考えましたときに、私は反対に市民懇談会を念頭にテーマを選んで、それをずっと続けなきゃいかんということじゃなくて、例えば今回これは私の提言なんですけれども、最終的に皆さんからも意見もいただきたいというふうなことも含めて、重要なテーマとして、例えばそれで、かつ市民

に寄り添ったテーマを常任委員会で選ぶという意味も私はあるのかなと思うんですよ。なので、それぞれが市民の皆様の意見とか考え方を縛るというわけではなくて、市民の皆様と共にある議会であると、同じ方向を向いて行政に対して要望をしていくという、そういうふうな形にできたらいいかなというふうに思います。

また、そうすれば、もう一つ思うのは、市民の皆様からの声を昨年も上げて、奥本議長のときに要望として出していただきました。もしこういう形になれば、テーマに従って、こうやって市民からもらっているというふうなことで、より絞った形で話が出せると思いますので、より前回から更に一步進むような形になるんじゃないかなというふうな形で。そうすれば、懇談会自身の目的もより更に明確化するんじゃないかなというふうなことを考えます。

以上です。

西川委員長 ありがとうございます。

奥本委員。

奥本委員 前々回のことを思い出していただきたいんですけども、あこに参加される方は、葛城市民全員、市民全体の声を反映しているんじゃないくて、個人的な要望が大半なんです、ここで発言される方は。あまりにも特定の方に発言が偏ってしまったという反省もあって、前回のあこいう形になったというのはまず思い返していただきたいんです。

そうなってくると、あこで出た意見、意見を聞くのは大事ですけども、そこを重視すると、特定の声だけを重視する形になりかねないんで、これは運用を非常に慎重にしないといけないということがあります。今それぞれおっしゃっていることも、当然それを盛り込んでいかんとあかんことですけども、前回みたいに大きなテーマというのを何か持ったほうがいいかなと。それと連続性のあるというところでいくと、前回あれだけ来られた方がいろんな意見を出していただいたということは、住みよい葛城市にするためにということは、まちづくりに対して関心があるんじゃないかなという気はするんですね。そこのところをもう少し掘り下げて面白いかなと。あまりにも範囲が広いと漠然とし過ぎするんで。

これからは私の提案なんですけども、先ほど議長おっしゃったように、複合施設が来年度オープンします。あれというのは、葛城市のファシリティーのことなんです。市民が求める施設ということに対して、もう一度というか、多分初めてやと、いろんな方に直接、どう考えていらっしゃるかと聞くのは、合併協議会の中で、あるいは施設の検討のところで行政が決めた流れはありますけども、そこは実際それでいいんかどうかとかいう意見はあまり聞いてないかなという気がするんです。せっかく新しい施設ができる。これに関しては施設の複合化ということで、従来あったやつの置き換えじゃなくて、1つにまとめたという新しい取組なんです。今後ともこれが進んでいく形になりますんで、今現状ある施設を将来、皆さん方も一緒に考える必要がありますよとか、そういうのを1つテーマに持ってきて面白いかなという気がしますね。

西川委員長 公共施設のこれからの在り方みたいな形ですかね。

奥本委員 ご意見を伺うでもいいし。

西川委員長 杉本委員。

杉本委員 前のときも幅広い方々に来ていただこうというイメージで広くしたと思うんです。今、元に戻りそうな気がしてて、何を伝えたいかじゃなくて、何を聞きたいかにもよると思うんです。前は葛城市がよくなるために、何やったらその前は、更によくなるためにとついてあった。未来のことについてやったんです。今回は言い方は川村委員さんおっしゃったみたいに、葛城市の問題点とか施設の問題点とかでもいいと思うんですけども、今に重点を置くというかね、今回。前は未来についての話。同じなんですけどね、言い方でね。同じなんやけど、言い方を変えて、課題点、問題点をみんなで話し合おうぜという会にするとか。何とかの施設とかやったら、前も大して集まらんかったのに、更に集めにくくなるような気がして、こっちから問いかけていることが、課題点を聞きたいんか、いいアイデアを聞きたいんか、ここの差だけで僕はいいような気するんです。

そこで課題点というて問いかけたら、課題点を持った人は来られるんです。それを施設の問題点としたら、施設に問題点がない人は来られへんわけじゃないですか。広い意味では広くしてんねけど、質問の内容を狭くしているというか、未来に向けて聞いている話を今に向けて聞くという、そういうイメージで僕はおるんですけどね。

西川委員長 そのほかご意見ありますか。

なかなか難しいと思うんですけど、テーマについては、前回の反省点としたら、ちょっと幅広過ぎるんじゃないかというところもあったんですけども、ただ、内容としては、いろいろ持ってこられている内容、例えば耕作放棄地のことにしたって、交通のことも言うたはりましたし、給食のことも言うたはりましたね。内容については、僕はそれぞれそれに沿った内容になってたんじゃないかなと思っています。要は、その中の例えば今回は公共施設のこととも言わはるかもしれませんし、杉本委員おっしゃっていたように、中身についてはファシリテーターでかなり変わってくるということもございますので、常任委員会の調査案件というところを、例えば今重点的にこういうことを調査案件で考えています。大きいタイトルはそれでいいと思うんですけど、サブタイトルみたいなところをつくっていてもいいのかなとは思っているんですけどね。

それだけじゃなくて、市民の皆様が前回みたいに関心のあることを言えるような、これは進め方でもかなり変わってくると思うんですけど、ファシリテーターのね。ちょっと具体的に踏み込むんやったら、調査案件の中の部分を、それもある特定、あんまりこれについてというよりも、例えば厚生文教常任委員会やったら子どものことの何かについてみたいなのちょっと大きめのこと、総建やったらまちづくりの何かについてぐらいのことにやっといったら、まだいけるのかなとか思ったりも感じたんですけどね。例えば公共交通についてとかに絞ってしまうと、確かに狭め過ぎかなというところもございましたので、何かもうちょっと、厚生文教常任委員会の大きなテーマ、今調査案件じゃなくても、子どもたちのことについてみたいなのとか、まちづくりのこういうことについてみたいなのが2つあれば、こういうことを言おうかなというふうに思ってくれはる、市民の皆様が思ってくれはるかなとは、皆さんのご意見を聞いて感じたところなんですけど。

1つ大きいテーマがあって、その中でまちづくりについて話し合いたいなと

か、それと子どもたちの未来について話し合いましょうみたいなぐらいがいいのかなというふうに、皆さんの意見を聞いていたら、そういうふうにしたんですけど、どうでしょうか。
増田議長。

増田議長 私は前回のときに声かけ、3人でしたか、やらせてもらいました。どういう方を選んだかというと、1人はいろんな文化活動をやっておられる代表者の方、もう1人はスポーツ、グラウンドゴルフとかやっている代表者の方。いろんな立場の方で1つのテーマに対して、こういう立場の人はこういう考え方があって、こういう立場の人はこういう考え方があって。バランスの取れた参加者を議員が集めるというふうな、そういうこともする必要があんのかなというふうに思うんで。前々回は、今まではどうも偏った考え方の人が集合されて、そこに引っ張られるみたいな感があったんで、そうじゃなしに、もうちょっと女性の方とか子どもさんとか、いろんな立場の方にバランスよく来ていただくというふうな配慮が必要なんかなというふうに感じたんですけども。

西川委員長 ありがとうございます。テーマについてをここで決めておきたい。確かに難しいと思うんですけど。というのが、冒頭でも話しましたように、チラシにうたわせていただきたいなというところがありますので。できたらキャッチーなフレーズが僕はいいと思うんです。行ってみたいなのというのがね。それが一番大きいテーマでいいと思うんです。キャッチーなテーマというのをアイデアを出していただけたらありがたいなと思います。

谷原委員。

谷原委員 我々が議会でいろんな調査案件も含めてやっているのは、市民さんのある程度の声を聞いて、課題をやっているんですが、もっとそれを広げるとすれば、例えば子育てしやすいまちにはどうしたらいいですかというふうなところとか、高齢者が安心して暮らせるまちはどうしたらいいですか。そしたら公共交通のことも出てくるし、保育のことも出てくるし。それぐらいのレベルでまちづくりという。前はまちづくりで大きかったんだけど、もうちょっと絞るとすれば、そんなまちづくり。あとは歴史と文化の香りのするまちづくりをどうするかとか、葛城市を観光で盛り上げるにはとかね。それぐらいのレベルだったら、中間的なとか。調査案件と大きいテーマとそんな感じでどうでしょうか。

西川委員長 なるほど。検討させてもらいましょうか。難しいですね。難しいんです。

杉本委員。

杉本委員 皆さんの意見を踏まえて、今、議長から言われたのは、正副で。僕の希望としては、僕ら議員の知り合いとかじゃなくて、全然、政治とかにちょっと興味はあるけど、近くに議員がおられないとかという方に届けばええなと思っている、第一はね。難しいんですけど、そこに目がけてというのは、委員長おっしゃるみたいに、タイトルは、「聞かせて、みんなの声」とかでもええと思いますわ。そこから次が難しかったら、入り込めへんと思うんで、キャッチーで分かりやすく、聞かせて、みんなの声がメインタイトルで、子ども・まちだけでええかもわかんない。そこは僕らの意見を一旦聞いてもうて、あとは正副で時期も踏まえて。言いたいことは僕言うたんで、今日。ただ、第一目標はそういった、僕らの円の外において困ったはる人が来て、そこで聞いてくださいよが僕は一番理想。だからそういうふうな集め

方をしていただけたらなと思います。一番難しいと思いますけど。

以上です。

西川委員長 分かりました。なかなか……。

奥本委員。

奥本委員 今までの議論の中で確認なんですけども、人数と方式なんです。前回みたいにワールドカフェ方式でやるのであれば、あの人数以上に集まるとできないし。議員の数も減っているわけですから、ファシリテーションにするのであれば、人数はある程度絞り込んでいかんとあかん可能性が高いので、その辺も踏まえて一任しますんで、相談してください。

西川委員長 分かりました。確かに人数の加減もありますので、その辺はまた次の委員会のときにお示しさせていただきます。どれぐらいのグループの単位でというのも含めてね。

テーマについては、正副で考えてくださいと。なかなか難しい、なかなか決まらんの。ただ、皆さんがおっしゃりたいことは理解をさせていただきましたので、正副のほうで一回、もちろん聞きたいなと思わせるような文言、キャッチーなコピーも含めて、正副で考えさせていただいて、皆様にもう一回ご提示させていただきたいなと思います。

テーマについては以上とさせていただきますので。

続いてですけども、次は、皆さんに今日はご意見いただきましたけど、またこれ市民懇談会、次は8月にするんか10月にするのかというところも早々に、向こうの状況、会場の状況も含めて検討させていただくんですけど、ただ、8月となった場合、いろいろと決めていかなん部分が多いのもありますので、できたら4月の下旬ぐらいの予定を、委員会開催をさせていただきたいなと思っております。

また、この開催に係る広報についても、また担当についても、ファシリテーターを誰にするのかということについても協議をさせていただきたい。ほんで参加定員、先ほど奥本委員おっしゃっていただいた、その辺も4月の下旬、もう一回早々に委員会を開催させていただきまして。時間ないんですけど、させていただいて協議させていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、(4) 市民懇談会については以上といたします。

本日の調査案件は以上でございます。

皆様、本当に毎回毎回、議会改革に関しましては闊達なご意見とかいただきまして、本当に前向きな意見がすごい多いので、僕も委員長のしがいがあるといえますか、させていただいておりますけども、これを市民に還元をしていかなあかんというところでございます。議会が資質アップもして、議会から、市民の皆様にはちゃんとしっかりと見ていただいて、市民の皆様に還元をしていく、それがこの議会改革からできたらなというところも常に思っておりますので、またこれからもご協力のほうよろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。

それでは、これをもって議会改革特別委員会を閉会いたします。皆様、長時間ありがとうございました。

閉 会 午後0時20分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 西川 善浩